

○ 入院診療体制（看護体制）について

病棟	病床区分	1日勤務している看護職員(看護師・准看護師)の人数	看護職員1人当たりの受け持ち数		看護補助者1人当たりの受け持ち数	
			9:00～17:00まで	17:00～9:00まで	9:00～17:00まで	17:00～9:00まで
1階病棟	一般病棟	9人以上	5人以内	15人以内	4人以内	15人以内
2階病棟	一般病棟	11人以上	4人以内	18人以内	6人以内	18人以内
3階病棟	療養病棟	5人以上	5人以内	32人以内	4人以内	16人以内

○ 食事提供体制について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、常勤の管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食18時以降)適温で提供しています。

○ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

公費医療等にて自己負担のない方にも、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されてますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○ 特別の療養環境の提供について

当院は、患者さんの希望により差額ベッドを利用された場合、1日につき以下の料金のご負担をお願いしています。

病棟	病室番号	料金(税込)	種別	その他
1階病棟 (一般病棟)	125号室、126号室	¥9,900	1人室	電話・トイレ
	121号室	¥6,160	2人室	
	122号室	¥5,500	2人室	
	123号室	¥4,400	4人室	
2階病棟 (一般病棟)	203号室、205号室	¥14,300	1人室	電話・トイレ
	228号室、229号室	¥9,900	1人室	電話・トイレ
	207号室	¥6,160	2人室	
	201号室、202号室	¥5,500	3人室	
	225号室、226号室、212号室	¥4,620	4人室	
3階病棟 (療養病棟)	315号室、316号室	¥8,800	1人室	電話・トイレ
	303号室、307号室、308号室	¥2,200	2人室	
	310号室、311号室、312号室、313号室	¥2,200	2人室	

(料金表は令和元年10月1日より)

○ 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性が低いが患者様の事情により180日を超えて入院する患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う看護に係る料金として、下記金額を徴収いたします。

(一般入院) 急性期一般入院料5 1日につき2290円

○ 実費による負担(保険外費用の負担)について

当院では、以下の項目について、ご依頼された患者さんに実費の負担をお願いしています。

・ 文書料

診断書	¥4,400	生命保険(簡保含む)診断書(入院)	¥6,600
証明書	¥2,200	生命保険(簡保含む)診断書(外来)	¥6,600
死亡診断書	¥5,500	身体障害申請診断書	¥7,700
年金現況届(診断書)	¥6,600	難病申請診断書(臨床調査個人票)	¥7,700
B型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療医療費助成に係る診断書 B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成に係る診断書			¥7,700

上記の他の文書に関しましては、お問い合わせ下さい。

- ・ 非課税のもの 診断書(労災) ¥3,000
- ・ その他 面談料(全部) ¥5,500

- ・ 紙オムツ代(業者より請求いたします。)

○ リハビリテーションを医科点数表等に規定する回数を超えて受ける診療費について
 制限を過ぎても患者さんの要望に従い、患者さんの自己の選択に係るものとして、患者さんの治療
 に対する意欲を高める必要がある場合、下記の自費金額にて受けることができます。

脳血管疾患等リハビリテーション料（1単位）	¥2,200
廃用症候群リハビリテーション（1単位）	¥1,610
運動器リハビリテーション料（1単位）	¥2,040
呼吸器リハビリテーション料（1単位）	¥1,930

○ 食事療養・生活療養

入院時食事療養標準負担額

所得区分		食費（1食）
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得 一般（Ⅲ）	510円 (300円) ※1
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	入院90日以下
		入院90超
	低所得（Ⅰ）	110円

※1 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童については1食300円

入院時生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者	標準負担額	
	食費（1食）	居住費（1日）
①一般の患者 入院時食事療養（Ⅰ）	510円	370円
②低所得者Ⅰ・Ⅱを除く重症者 ※2	240円	370円
③低所得者Ⅰ・Ⅱを除く指定難病患者	300円	0円
④低所得者Ⅱ ⑤⑥のいずれにも該当しない	240円	370円
⑤低所得者Ⅱである 重症者 ※2	入院90日以下	370円
	入院90超	
⑥低所得者Ⅱである 指定難病患者	入院90日以下	0円
	入院90超	
⑦低所得者Ⅰ ⑧⑨⑩⑪のいずれにも該当しない	140円	370円
⑧低所得者Ⅰである重症者 ※2	110円	370円
⑨低所得者Ⅰである指定難病患者 ⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当	110円	0円

※2 重症者とは、療養病棟に医療区分2や3で入院している患者